

ニーズレター

(2004年 秋号)

理事長からのご報告...

(発行) 特定非営利活動法人

香川の精神保健福祉を考える会

香川郡香川町川東下

TEL 087 815-8157

Fax 087 815-8158

メール mhw@eos.ocn.ne.jp

考える会が今年度の活動を開始して、半年が瞬く間に過ぎました。活動のテーマを「地域で生活する」ことに絞り、まずは現在のグループホーム事業の見直しから、さらに複数のグループホームへと発展させていくことを目標に掲げた今期。半年の間に、まずは今後の事業を担う活動体制を話し合っ決めてました。(次のページに、詳しい内容を紹介します。ごらん下さい)そして担当ごとに検討を進めることで徐々に細かい具体的な達成目標が整理されてきました。

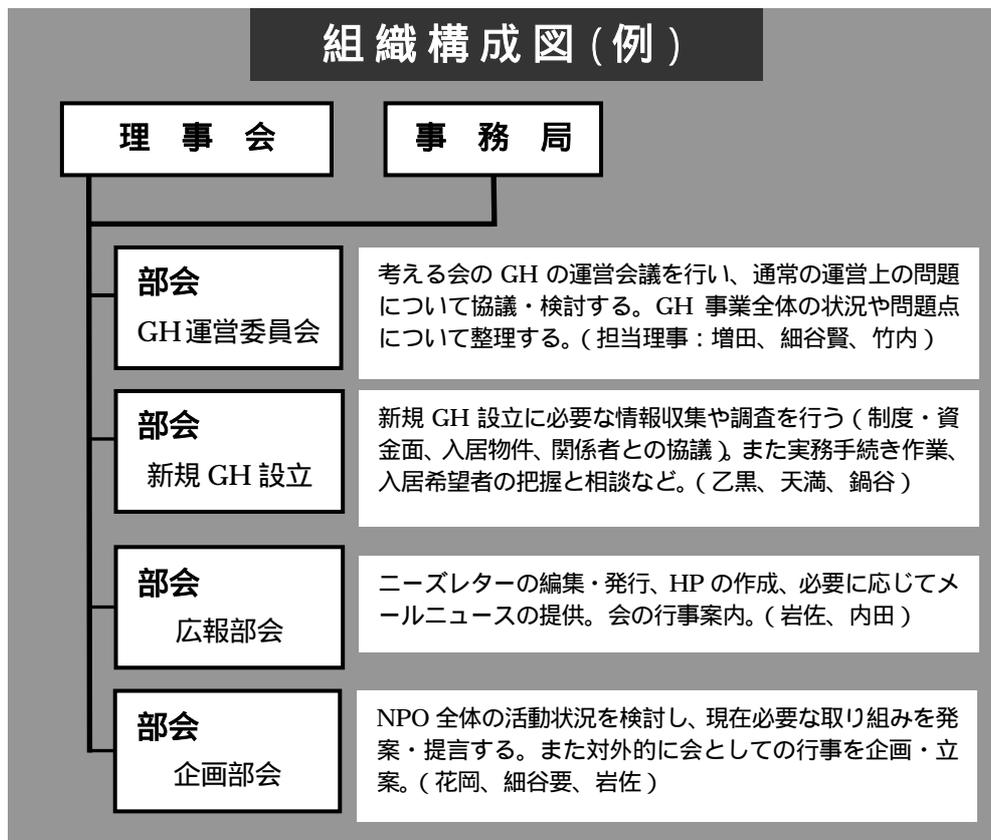
まず、現在運営しているグループホーム「ピアズ館」の移転。入居者が移転先を下見して検討し、引越し計画についても話し合っ必要な手順をこなしていく空気をつくってきました。そして「新ピアズ館」の再出発にあたり、入居者の地域生活をサポートする関係者が積極的に運営委員会に参加して、日常的な問題に即応していけるフットワークを整えること。現状の不十分な点や問題を、がまんせずに話し合うことで変えていける...その問題解決に必要な力や方法を模索し、身近な問題を通して経験を積むことが、自然な自律訓練への気づきの場になればと考えます。

また 新規グループホームの立ち上げについても具体的検討を開始しましたが、
()生活に適した物件を確保する問題、 ()設置する地域への事業提供として、より改善された運営体制を確立すること、 ()地域からのサポートを得るためには、地域との連携関係をつくり主体的関わりを引き出していく必要がある、等の点から、まだ時間的な猶予が必要な見通しです。まずは であげたように、移転後のピアーズ館において、これまでに見えてきた問題に対応し解決に向けて行動できるような、実効性のある運営活動体制を実現することが、最初に達成すべき課題です。その取り組みにおいて、今後複数のグループホームを設立・拡充していくのに必要なノウハウが確立されることで、 の要請へと流れが展開するでしょう。

そんなわけで会は目下、新規の複数グループホーム、広域運営を視野に据えてピアーズ館の移転問題に尽力しています。移転作業に伴う入居者への物心両面でのサポートに加え、会として事業強化の鍵をにぎる時期となりそうです。 (岩佐)

「考える会」の 新・活動体制について

これまで考える会の運営活動は、月2回の理事会において話し合われてきました。今年度、グループホーム事業を再検討し複数化に取り組む計画が決まった時点で、理事会では、新規に事業を立ち上げるためには、必要に応じて協議や行動が可能な、より柔軟な活動体制の枠組みが必要、との判断がなされました。これを受けて、NPO 考える会の活動を、事業を構成する主要内容ごとに複数の部会に分け、各部会に責任担当の役員を割り振ることにしました。会員は、各自が参加・担当する部会を単位として通常の活動を行います。理事会の場では各部会の担当理事から活動報告をしてもらい、理事会でNPO全体としての活動状況の検討や調整を行っていく計画です。



活動会員“大募集”します！ 当会のグループホーム事業に関心をお持ちでしたら、会員として活動に参加しませんか。4つの部会は相互にリンクしており、重複しての参加も歓迎です。将来設計を含めた生活者の視点から意見を交わし、「弱者になっても自分が望む暮らしが可能な地域づくり」を目指しましょう。

「リトル・ブレ - ヴ」の活動について

リトルブレ - ヴは今年度発足した会で、現在 NPO『香川の精神保健福祉を考える会』の傘下で、『精神障害者のグループホームを作ろう』ということを目指して活動をしています。現在は去年『香川の精神保健福祉を考える会』が主催した、『精神障害者のグループホームについての勉強会』に出席していた人たちを中心に行っています。

障害者基本計画では平成 15 年度～10 年間で入院医療中心から、地域における保健・医療・福祉を中心とした施策を推進し、退院・社会復帰を可能とするためのサービス基盤の整備を目指すとされています。

また、香川県でも積極的に退院促進事業を行っていますが、受け皿が非常に少ないというのが現状です。実際にグループホームを創ろうと考えていても行政との調整がうまくいかず、暗礁に乗り上げているのも現状です。現在約 33 万人入院されている中で、条件を整えば約 7 万 2000 人の患者が退院または社会復帰が可能とされています。長期入院者の中には受け入れる退院先や地域があれば、またグループホーム等の事業があれば退院に向けて行動を起こせる方がいるということです。

障害は何時誰の身に起こるか予想が付きません。他人事だと思わずに皆で考える問題です。障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格や個性を尊重し支え合う共生社会を目指したいという仲間が集まっている会が「リトルブレ - ヴ」です。

『来る者拒まず』でどなたでも参加できます。精神障害者のグループホームについて関心や興味のある方であればどなたでも参加できます。大勢の方の参加をお待ちしています。
(天満 照美)

開催日時等は次のとおりです。

日 時：毎月第 2・第 4（木曜日） 午後 7 時から 9 時まで

場 所：香川町のナカイホームセンタの南側、フィットネスクラブ 1 階の『香川の精神保健福祉を考える会』事務局にて

第5回精神保健フォーラム(東京)参加報告

7月24日(土)、25日(日)の両日、東京・銀座ヤマハホールにて、精神保健従事者団体懇談会(精従懇)主催で、第5回精神保健フォーラムが開催されました。基本テーマは「脱施設化とノーマライゼーションの実現」。考える会からも、岩佐・増田の両名が研修のため初参加しましたので、ここで簡単なお報告に代えます。

岩佐 亜紀

今回初の参加となった、全国規模での会議。「脱施設化」、「ノーマライゼーション」という基本概念をめぐって、「医療観察法」の問題性、「脱施設化」をどう実現するか、当事者本位の地域システムの創出、などをテーマとするシンポジウムがつぎつぎと持たれ、濃厚な2日間でした。本来、精神保健の分野における全国的な現状と課題をつかみ出すということが、今回参加の目標となるところでしょうか、最初からそうたやすくはいかないもの。今年度私たちの会が取り組もうとしている、地域での生活支援活動(グループホームの設立と運営)が、現在の全体的な取り組みのなかで、どういった位置付けに置かれているのか。そして「施設から地域へ」という動きが目指しているもの、その過程で制度的に乗り越えなければならない課題についてなど…。(勉強しなきゃ!!)と目を覚まされるたくさんの宿題をもらってしまったことが、今回の参加の意義といえるのではないのでしょうか。さて、盛りだくさんの報告やシンポジウムの中から、特に心に残った点をいくつか紹介させていただきます。

招待講演:宮城県知事・浅野史郎氏「みやぎ知的障害者施設解体宣言」について

この宣言は、将来的に施設を出て地域で生活することを目標に、入所「施設」を「解体」=ゼロにすることを、県職員に対して「宣言」するもので、そのインパクトが目的だとのこと。何より「本人自身がどこでどのように暮らしたいか」の意志を当たり前前に尊重し、まず施設を出て地域で暮らす選択を可能にするため、在宅支援を基本にした社会資源を充実させる。したがって、通所施設などは逆に増やしていく計画。“施設解体”を打ち出した知事の職責としては、後に残る制度をいかに充実させるかが課題。

シンポジウム:「医療観察法の施行に対して、精神障害者の人権をどう守るか」

「重大な他害行為を行ったとされる」精神障害者の処遇について、起訴前鑑定、措置入院、司法による拘禁などこれまでの問題点のうえに、さらに「将来の再犯の恐れ」というあいまいな要件を根拠として「再犯防止」の名のもとに専門施設に無期限に拘束するという、予防拘禁の制度が加えられた。この法律の対象者となると、刑事裁判を受けることなくはるかに簡易な手続きで拘禁が課せられてしまう。また「再犯のおそれは無い」ことは実際には確証不可能で

あるため、強制入院が続く事になる。そもそも、ある人が犯罪行為をする可能性の予測はできないのに、精神障害者のみを予防拘禁の対象とするこの法律は、あきらかに重大な人権侵害である。シンポジウムでは、今年施行となった医療観察法体制に対して、精神障害者の人権を守るためにどう取り組むか、という意見が交わされる流れだった。が、長野秀子氏から「この法律の施行を阻止する運動を継続している立場として、すでに法の施行を前提として受け入れての議論自体に対して、強く疑義をうったえる」との発言があった。「こうした差別に基づく体制そのものをなくすため、法律は廃止すべきもの。本来あるべき方向を見据えて話し合わねば」という指摘は、フォーラムの流れ全体に呼びかける説得力を持って響いた。交流会の席で長野氏から少しお話を伺うことが出来たが、グループホーム設立に向けて活動しているなら、「本人が自分の意志で幅広い条件の中から選択できるよう、地域生活の受け皿となる社会資源を、最初はとにかくたくさん増やす事を望みます」と言われた。

シンポジウム：「精神医療の脱施設化をどう実現するか」

長期入院を強いられている「社会的入院者」を早期退院させ、病床削減に向けて収容拘禁型の医療施設を撤廃するための道筋について、「10年間で7万2千人退院」を掲げる厚労省の社会・援護局/精神保健福祉課長を交えて議論された。医療法特例の問題や、医療目的に値しない施設のひどい現状報告につけ「まだまだ変革に着手したというには程遠い実態だ」という感を、改めて抱かざるを得ない」と、オンブズマン活動として医療施設訪問に取り組んできたというパネラーから思わず嘆息がもられる場面も。また、外部からの環境視察に際して、患者のプライバシーに関する情報へのアクセス権を本人が管理する必要性についても、その実際についての意見が交わされた。

今回のフォーラムの宣言採択：

まず宣言文(案)が読み上げられ、つづいて会場から、精従懇の基本的な足場の再確認を含めさまざまな意見・提案が出されたことを受けて、後日改訂の上、採択する事が報告された。終わりのほうの会場からの発言で、精従懇という組織が、医療・福祉・社会において精神障害者が現在置かれている困難かつ過酷な状況を改善するべく行動し、人間としての権利に基づいた生活が可能なる社会を早く実現することを目的として活動するものであることを、前置きに文言化して明確に提示すべきだと、はっきり訂正の要求が述べられたことが、2日間にわたって開催された今回のフォーラムをしめくくるにあたっての、会場全体のムードを代表していたように、私には感じられました。

増田 周作

今回、初めてこのフォーラムに参加して来たのですが、大変興味深い話をいくつも聞くことができました。全てを話すには、紙面の都合上ちょっと難しいので中でも心に残った話を少し…。

基本的に、僕はこういったフォーラムでいつも興味を引かれるのは当事者からの声です。目からうろこが落ちたり、自分の仕事に対する姿勢を考え改められることが多いです。今回のこのフォーラムでは特にそれを感じました。

僕がその話の中で一番に心動かされた話は、当事者の権利についての話です。社会福祉の仕事をしているとたまに見失ってしまいそうなことなのですが、「当事者本人が苦勞する権利を奪わない」ということです。例えば、何か問題に取り組もうとしたときに先に障害になりそうな事柄について、専門職といわれる人たちが先回りし、心配して取り除いてしまっていることがあるということです。私たちが生活をしていく上で、基本的にどんなに困難なことでも自らの力で問題を解決していきます。その中で、他人の力を借りることもあると思うのですが、他人が最初から解決してくれることはないし、逆に嫌なことかも知れませんね。仕事とかで自分が起こしたミスを全く自分が関わらせてもらえず、上司や同僚だけで解決されるとどんな気分か想像していただくとわかりやすいかも知れませんね。

たくさん話を聞いたのでこの中で紹介することはできませんが、いろんなところで学んできたことを活かして仕事に取り組んで行きたいと思っています。そして、より多くの人に伝えていけるといいなあと思っています。

トピックス

精神保健福祉法 32 条(精神科外来公費負担制度)では、精神医療の適正な普及を目的とし、通院医療に関して必要な費用の 95%を都道府県が負担できると定めている。

これについて厚労省の社会保障審議会障害者部会に提出された障害者施策のグランドデザイン(案)のなかで見直し(改悪)が検討されており、給付対象者を「真に負担軽減措置が必要な者」に限定するとして、個人でなく世帯の収入を算定基準にする変更や、費用負担額についても現行の 5%から 10%へと引き上げるなどの内容が示されている。これは医療を受ける側に立つ発想を欠いており、行政上の都合から、新制度における医療保険制度や福祉サービスの利用者負担を基準に、老人保険等に準じた負担率(医療費の二割負担)にあわせたものであり、外来通院治療をますます困難にするばかりか、広く精神医療が対応すべき治療対象の範囲を大幅に切り捨てる結果を招くものである。また、所得別に負担上限が設けられているが、法律上に明記されておらず、今後引き上げられていくことが容易に予想される。

ビアズ館の今

実りの秋、暑かった夏が嘘のように涼しく過ごしやすい日が続いて、コンビニでもおでんや肉まん、あったかい飲み物が目につくようになり、食事がおいしい季節になってきましたね。(個人的には寒いのは苦手ですが・・・)

さて、最近のビアズ館でもっぱらの話題といえば、グループホームの移転に関する話です。今までメンバー同士で話は少なかったんですが、移転という大きな転機にさいしての戸惑いや不安、そして期待と希望をよく話しています。

移転という一つの目標というか、出来事に対してメンバー同士が一つになって、新しいところでは自分はこの風に暮らしたいとか、物件を見に行ったりしてどんどん具体的な話が増えて、新しいところでの近所付き合いや暮らし方に少し不安もあるようですが、前向きに取り組もうとしています。今までは、選ぶことができなかった(ないので選べなかったかな?)ことが多いメンバーたちが今回は自分たちで考え、選んで進んでいくといったことは、僕も含めて楽しい時間です。今のところ個別に住みたいということで、アパートに住みたいという希望が強く、その方向で考えています。まだ手続き等々やっていかなくはいけないことがあります。早く落ち着いた生活ができるといいなあって思います。

これから、さらに寒い冬がやってきます。新しい年は、新しいグループホームでの新しい暮らしが始まっているといいなあって思います。来年のニーズレターでは、メンバーの新しいビアズ館での期待と不安に満ちた暮らしについて話ができると思います。会員の皆さんもビアズ館のメンバーと同様に楽しみにしていて下さいね。

(Shu)

その他 活動参加報告

(文責：岩佐)

10月23日(土)・24日(日) みんなの精神保健福祉を語ろう会

初日のメイン講演は、大阪精神障害者連絡会(通称・ぼちぼちクラブ)から塚田正治(つかだまさじ)氏を招き、ギターの弾き語りライブを交えて親しく語っていただきました。考える会からは、理事2名、他1名が実行委員として、また当日はさらに理事2名が参加。2日にわたり5つ設けられた分科会の中では、精神保健福祉法32条の見直し問題などが話題となり、制度についても学びました。

10月20日(水)大西精神衛生研究所に対する**損害賠償請求事件(平成11年起訴)**について**高松地裁判決**の言渡しが行われ、考える会からは理事3名が傍聴に参加した。判決理由によると、医療行為を目的とした入院にもかかわらず作業療法と称して原告を院内業務に無償従事させた点を違法としている。反面その遺失利益については、精神的苦痛をも含め、原告の訴える損失の根拠を汲んだものとは言い難く、全体の印象として、医療施設における患者の人権侵害の問題というよりも、むしろ労働問題の枠組みからの判断の域をそれほど出ないものを感じられた内容であった。

事務局だより

ついこの前まで蝉の鳴き声にイライラしていたかと思うと、気がつけば鈴虫の素敵な音色にどこか心寂しくなる事務局員です。まわりの人達は、「過ごしやすくなった。」「いい季節がやってきた。」と言いますが、私は秋になると悲しくなったり憂鬱になったりするし、朝夕と日中の温度差についていけない為、秋は一番嫌いです。

さて先日、忘れていた事を思い出させてくれる出来事がありました（具体的な内容は長くなるので省略しますが・・・）。あくまでも私の場合ですが、ストレスやイライラした時など、そこには必ず人間の存在があります。他人の時もあれば身内の時もあります。でもそのストレスやイライラを解消してくれるのも人間だということ。例え、ジムで汗を流したから美味しいものを食べたからといっても、根本的には何も解決していません。私にはこんなに素敵な仲間がいて、こんなにも慕ってくれる。有り難い・・・。久しぶりに忘れていた大切なものを思い出させてくれました。不思議なことに、あんなにイライラしていた自分がバカらしく思えて、嘘のように気持ちが晴れ渡りました。みんな、みんな、本当にどうも有難う。何かあったら必ず支えてあげるから、これからどうぞヨロシクね。

“人間は一人では生きていけない”とよく言いますが、本当にそのとおりだなあと思います。感謝の気持ちを忘れずに、今年も素敵な一年だったと思えるよう、毎日過ごしていきたいものです。何事も健康な体あっての事。お体には充分にお気をつけください。それではまた。

（古川）

スタッフ十人十色

昨年10月10日より、今年2月13日までの7回にわたり、グループホーム設立の勉強会に参加して、初めて精神保健福祉を考える会を知ったのに、何故か？この春から理事になることになった、乙黒(オトグロ)と申します、よろしくお願ひします。

最近話題になっている、幸運をつかむ本、『GOOD LUCK』と言うのを読んで、運というのは、一時的に誰にでもおとずれるのだが、永続的な幸運をつかむためには、自ら下ごしらえをする必要があるということを物語風を書いてあるのだが、考えさせられました。日本のことわざに、果報は寝て待てと言うのがありますが、あれは、きっと果報は練って待ての間違ひでは???

私も、常に下ごしらえをして幸運をつかめるようにして行きたいものです。 （Oto）